

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	47 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	29 件

第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち、昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月から49年1月まで
② 昭和53年10月から54年3月まで

会社を退職後、国民健康保険に加入する必要が生じたため、A市役所の旧庁舎又は同市役所B支所に行き、同時に国民年金にも加入した。窓口の40歳から50歳代の女性が丁寧に対応してくれたことを覚えている。この時、保険料を遡って納付できる期間については、納付できるように手続を行ってもらい、役所内の銀行で現金により納付した。

年金手帳に被保険者になった日として昭和53年10月21日と記載されているので間違いなく保険料を支払っていると思う。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、申立期間②について、A市の国民年金手帳払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年4月27日に同市市民課で払い出されていることが確認できる上、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿の異動年月欄にも、同日の日付が記載されていることから、申立人は、この頃に当時のA市役所(旧本庁舎)で加入手続を行ったものと推認できることから、当該時点で、申立期間②は遡って保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人が所持する年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿では、申立人が昭和53年10月21日に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人は、加入手続時の窓口において、遡って保険料を納付できる期間について説明を受け、役所内の金融機関で保険料を納付したとする経緯を具

体的に記憶しており、これについてA市では、当時の同市役所（旧本庁舎）において、被保険者の希望に応じて、窓口で過年度納付書を含む遡った期間の納付書が発行され、庁舎内に設置された金融機関で国庫金を含む保険料の即時納付が可能であったとしており、申立人の供述内容と符合することから、申立人は、申立期間②に係る保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、前記の申立人の国民年金被保険者資格の取得時期（53年10月21日）まで、被保険者期間として扱われておらず、オンライン記録によると、当該期間は平成2年9月14日に被保険者期間として追加入力されたことが確認できることから、制度上、保険料を納付できない期間であり、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される時点（昭和54年4月）で時効により保険料を納付できない期間である上、申立人も、当該期間の保険料納付に係る具体的な記憶は無いとしている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年5月10日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月27日から25年5月10日まで

夫は、昭和19年10月1日から54年3月31日まで継続して現在のB社に勤務していた。

A社C支店から同社D支店へ転勤するまでの間である申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているため、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和25年5月10日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日が記載されていないにもかかわらず、オンライン記録によると、同資格喪失日が昭和24年5月27日となっている上、同被保険者名簿には、当該喪失日より後の同年9月1日に標準報酬月額が改定されている記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和25年5月10日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険出張所に対して行った

ことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における社会保険出張所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主（A社、以下同じ。）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和23年5月2日）及び資格取得日（昭和23年9月15日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4,200円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月2日から同年9月15日まで

昭和23年2月にA社に入社し、私の所持する船員手帳及び同手帳に貼付されていた標準報酬月額変遷の書面により、申立期間の乗船が確認できるにもかかわらず年金記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和23年2月18日に船員保険被保険者資格を取得し、同年5月2日に同被保険者資格を喪失後、同年9月15日に同事業所において再度同被保険者資格を取得しており、同年5月から同年8月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が所持する船員手帳及び同手帳に貼付されていた標準報酬月額変遷の書面により、申立人が申立期間においてA社（配属先のB社を含む。）に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社の事業を継承しているC社は、「当時、B社の船舶はA社が管理していた。」と回答しており、同社の関連会社であるD社は、「船員手帳に貼付されている書面は、B社における申立人の記録であると思われる。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていた

ものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る申立人の資格喪失時の社会保険出張所(当時)の記録から、4,200円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険出張所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険出張所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る昭和23年5月から8月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月16日から60年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、昭和58年12月から60年9月までの標準報酬月額が実際の給与より低いことに納得がいかない。確定申告書を提出するので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和59年分及び60年分の確定申告書により確認できる報酬月額及び保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額の届

出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和47年7月27日に訂正し、同年7月から9月までの標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月27日から同年10月1日まで

私は、昭和45年2月1日にA社に入社したが、その後、同社の経営が悪化したため、グループ会社のB社に異動した。その間継続して勤務していたし、厚生年金保険料も控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元従業員の証言から判断すると、申立人はA社及び同社の関連会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む6人の元従業員が昭和47年7月27日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日より後に同社において同被保険者資格を喪失している者は無く、同社は同年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるため、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格取得日については、同年7月27日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和47年10月の社会保険事務所(当時)の記録により、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社

は、昭和 49 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和22年4月1日にA社D支社における厚生年金保険被保険者の資格を取得し、23年5月15日に同支社における資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

一方、申立人は、当該期間のうち、昭和23年5月15日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社G支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年5月15日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1,800円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から23年6月1日まで

私は、終戦の翌月である昭和20年9月に、戦時中から勤務していたA社B支店に復職し、その後、C支店、D支社及びE支店と転勤し、57年4月1日まで継続して同社で勤務した。

申立期間は、D支社に勤務していた時期であり、この期間の年金記録が無いのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社が提出した社員名簿によると、申立人は、昭和17年9月30日に入社し57年3月31日に退職するまで、申立期間を含み同社に継続して勤務し、申立期間始期の前月の22年3月20日に同社C支店から同社D支社に、申立期間終期の前月の23年5月15日に同社D支社から同社B支店に異動していることが確認できる。

一方、申立人の年金記録をみると、オンライン記録では、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 4 月 1 日（申立期間始期）までの厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、22 年 3 月 20 日（上記異動日）に A 社 D 支社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人と同一の年金番号と氏名により昭和 22 年 3 月 20 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨記載されている厚生年金保険被保険者名簿があるが、当該被保険者名簿は、オンライン記録上は、申立人が勤務したことが無い F 社の名簿として収録されており、このことについて、日本年金機構 H 事務センターは、「当該被保険者名簿は、A 社 D 支社の名簿であるが、誤って F 社の名簿の間に挟まって保管されていたと考えられる。」と回答しており、社会保険事務所（当時）による厚生年金保険被保険者名簿の管理が不適切であったことがうかがえる。

さらに、上記の旧台帳及び被保険者名簿では、申立人の A 社 D 支社における厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和 22 年 3 月 20 日）に対応する同資格喪失日は記録されていないが、上記の A 社の社員名簿によると、申立人が 23 年 5 月 15 日に同社 D 支社から同社 B 支店に異動していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 22 年 4 月 1 日から 23 年 5 月 15 日までの期間において、A 社 D 支社で厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 D 支社に係る昭和 22 年 3 月の社会保険事務所の記録から、600 円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和 23 年 5 月 15 日から同年 6 月 1 日までの期間については、上記の A 社の社員名簿及び同社の総務担当者の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和 23 年 5 月 15 日に同社 D 支社から同社 B 支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 G 支店（同社 B 支店を併合）に係る昭和 23 年 6 月の社会保険事務所の記録から、1,800 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和48年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、49年3月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から49年3月1日まで

私は、昭和48年10月1日にA社に入社し、49年2月28日に退社するまでの間、継続して勤務しており、私が所持する厚生年金保険被保険者証では48年10月1日に資格を取得しているが、厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の登録原簿によると、登録日は昭和48年7月26日、登録抹消日は49年9月24日の記載が確認できるところ、同社は、「申立人の登録日から3か月の試用期間の後に厚生年金保険被保険者の資格を取得させ、給料から厚生年金保険料を控除していたと考えられる。退職日について、49年2月末で嘱託社員へ変更となり、同年3月1日に資格を喪失させ、同年9月24日付けで退職したことが考えられる。」と回答している。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人は昭和48年10月1日にA社における被保険者資格を取得している上、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証に記載されている資格取得日及び記号番号と一致していることが確認できる。

一方、A社に係る健保記号番号順索引簿によると、昭和48年10月1日に被保険者資格を取得している健康保険の番号1837から1851までに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の中に申立人の記録は無い。このことについて、B年金事務所は、「厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿は被保険者資格取

得届に基づいて作成されるので、事業所から被保険者資格取得届が提出された後、当時の社会保険事務所において、被保険者台帳の作成漏れ等があったことが考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和48年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、49年3月1日に同被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ昭和48年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員15人の資格取得時の標準報酬月額から、2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和40年2月1日から同年4月21日まで

私は、昭和35年4月1日にA社に入社し、40年1月31日に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できない。

また、私は、A社を退職後、空白期間無く、昭和40年2月1日にD社に入社したのに厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社が発行した退職証明書及び同社が保管する年金台帳から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和37年4月1日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和37年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「事務手続に誤りがあった可能性が考えられる。」と回答していることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係

る昭和 37 年 4 月及び同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和 40 年 2 月 1 日から D 社に勤務した。」と主張しているが、同社は、昭和 40 年 9 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人が同社の親会社であったとする E 社は、「D 社が当社の関連会社であったのかどうか資料が無いために確認できない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人が記憶する元同僚及び申立期間②に D 社に係る厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 4 人を把握し聞き取りを行ったところ、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について具体的な証言が得られない上、昭和 39 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得している元従業員は、「私は同年 6 月に入社したが、同社には試用期間があった。」と証言している。

さらに、公共職業安定所が保管する申立人の雇用保険の被保険者記録によると、申立人は昭和 40 年 4 月 21 日に被保険者資格を取得しており、厚生年金保険の記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成9年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月31日から同年8月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、最後の1か月である平成9年7月の記録が欠落していた。当時の給与明細書があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿及び申立人が所持している給与明細書により、申立人は同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書の保険料控除額から36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を平成9年7月31日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月1日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年7月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和46年5月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月24日から同年6月13日まで

厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、転勤に伴い加入期間が1か月欠落しているが、この間も休業することなく継続して勤務し、給与も規定どおり受けとっていたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る職歴証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和46年5月24日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和46年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の申立てどおりに厚生年金保険に加入させ、保険料を納付した。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成12年10月1日、資格喪失日に係る記録を14年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月1日から13年1月1日まで
② 平成14年2月28日から同年3月1日まで

私は、平成12年10月にA社に入社し、14年2月末まで継続して勤務し、給与明細書では厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、A社が保管する給与支給一覧表、同社の回答及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、平成12年10月1日から14年2月28日までの間、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する給与支給一覧表に記載されている厚生年金保険料控除額により、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日及び資格喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成12年10月から同年12月まで及び14年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫国民年金 事案 2289 (事案 1637 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から43年9月まで

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、年金記録を確認したところ、兄の会社を手伝っていた頃の国民年金の記録が無いことが分かった。

国民年金保険料は、兄が納付しており、実直な兄が自身の保険料だけを納付して、私の保険料を納付しないとは考えられないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年6月1日にA市で払い出されていることが確認でき、申立期間に、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする兄は既に亡くなっており、具体的な納付状況等が確認できないこと、iii) 国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに納付等をうかがわせる周辺事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年6月14日付けで年金記録を訂正する必要は無いと判断した通知が行われている。

申立人は、今回、新たな関連資料及び周辺事情は無く、第三者委員会に再申立てを行っているところ、当委員会において、申立人の口頭意見陳述を実施したが、委員会の当初の決定を変更すべき事情はうかがえないことから、今回の申立てをもって、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から2年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から2年8月まで

高校を卒業した翌月の4月当初から、年金の用紙が自宅に送られてきており、両親に強く言われてアルバイトに通いながら保険料を支払った記憶がある。加入手続は私自身が平成元年9月頃に行ったと思う。年金手帳は加入手続のときに、郵送してもらったと思うが、現在は持っていない。これまで年金手帳は2冊交付されていたが、現在、2冊とも無い。確か毎月1万円くらいを、定型の封筒ぐらゐの大きさの納付書に現金を添えて納付していた。納付書は郵送で送られてきて、白色だった。A郵便局などで支払ったが、納付した後、領収書をもっていたと思う。よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年3月18日に払い出されていることが確認できる上、A市の国民年金被保険者台帳では、申立人の国民年金に関する届出日として、「3年2月16日新規」と記載されているとともに、同日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、同市では、申立人の国民健康保険の最初の資格取得日も同日であるとしていることから、申立人は、同日に初めて国民年金と国民健康保険の加入手続を行ったものと推認でき、申立期間は未加入期間であり、制度上、遡って保険料を納付することができない。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳では、申立期間の保険料納付は確認できず、オンライン記録と一致している上、申立人に対して、申立期間に係る上記とは別の国民年金記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年7月及び同年8月並びに13年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年7月及び同年8月
② 平成13年10月及び同年11月

申立期間①及び②の期間は、それぞれ就職を優先して考えていたので、国民年金の加入手続に関して詳しく覚えていないが、社会保険庁（当時）から保険料の未納期間の案内と納付書が送られてきたので、A銀行（現在は、B銀行）で1か月1万3,300円の保険料を納付書で納めた記憶がある。その時の領収書は保管していないが、平成11年分の確定申告書（申立期間①）の控えを残している。また、平成13年10月及び同年11月（申立期間②）の保険料について、14年6月頃までに納付した覚えがある。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間とされており、当該期間に申立人が居住していたC市の申立人に係る国民年金収滞納一覧表によると、当該期間の国民年金記録は確認できない上、申立人に対して他の年金番号が払い出された記録も確認できないことから、申立人は当該期間に国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が保管している平成11年分の確定申告書の控えには、社会保険料として2か月分の国民年金保険料の控除を申告していることが確認できるところ、オンライン記録によると、申立人は、同年の控除額として認められる平成10年12月及び11年1月の2か月分の保険料を同年1月28日に納付していることが確認できる。

さらに、申立期間①及び②は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降

の期間であり、保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられる上、申立人は、当該期間に国民年金の加入手続を行ったとする具体的な記憶は無いとしている。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年3月まで

私の母親が、平成4年*月頃、A市役所で私の国民年金の加入手続を行った。大学在学中は免除されていると思い、保険料を納付していなかったが、6年に免除されていないことを知り、私の母親が、4年1月まで遡って保険料をB信用金庫C支店で納付したのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年*月頃、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、A市の「国民年金手帳払出簿」によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、6年5月25日に払い出されていることが確認できることから、同日に申立人の母親が国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立人が主張する加入時期と相違する上、当該日において、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の平成4年4月の国民年金保険料を、時効完成月である上記払出し直後の6年5月31日に過年度納付し、4年5月以降23か月の保険料を、毎月、過年度納付していることが確認できることから、申立人の主張する、申立人の母親が遡って納付してくれていたとする記憶は、当該期間の保険料であったものと考えるのが自然である。

さらに、申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から57年6月まで

私は、昭和56年3月に現在の住所に転居したときに店を始め、経営が順調となった同年9月か10月頃から、自宅に来ていた婦人会の女性の集金人に申立期間の保険料を納めており、集金人が男性に変わったとき、未納期間分を納めるように言われたが、納付済みであることを確認した記憶があるので、未納期間は無いはずである。ねんきん特別便で年金記録を確認すると、婦人会の集金人が来ていた期間が未納となっていることが分かったが、現在の年金記録に納得できないので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年3月にA町に転居し、同年4月に開業した店の経営が順調となった同年9月頃から、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているが、その時点では、申立期間のうち同年2月及び同年3月は過年度保険料となるどころ、B市によると、婦人会の集金人が、国庫金となる過年度保険料を収納することはなかったとしている。

また、A町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和56年3月に同町へ転入していることが確認できるとともに、「47年4月～56年1月迄納付済」の記載、及び申立期間以降の保険料が納付されている記録が確認できるものの、申立期間は未納であることが確認できる上、その記録は国民年金被保険者台帳の記録と一致しており、行政側の記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和56年9月以降の国民年金保険料の納付は、婦人会の集金人が、住民登録している住所地（経営していた店）ではなく、近くの居所（住宅）に集金に来てくれ、3か月ごとに納付していたと主張しているところ、B市によると、当時の婦人会による保険料の集金は毎月行われていたとしており、申立人の主張する納付方法と相違する上、申立人が、申立期間当時の保険料の集金人だったと強く主張する女性からは、申立人の申立期間の国民年

金保険料の納付を裏付ける証言は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から同年3月まで

私は、会社を退職後の平成7年1月頃に、A市役所B支所で国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行い、毎月、同支所の窓口で国民年金保険料と国民健康保険料を納付していたのに、未加入とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年1月頃に、国民年金及び国民健康保険の加入手続を同時に行ったと主張しているが、A市の国民年金台帳及びオンライン記録では、申立期間は未加入期間であることが確認できる上、A市は、同市の「国民年金手帳払出簿」には、同年同月から同年4月までの間に、旧姓を含む申立人の氏名による国民年金手帳記号番号の払出しは見当たらず、申立期間については、国民健康保険にも未加入であると回答しており、申立人の主張と相違する。

また、申立人は、これまで受け取った年金手帳は一冊のみで、国民年金に係る年金手帳を受け取っていないとしており、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいても、申立人の氏名の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月から61年3月まで

夫は、昭和52年5月に会社を退職後、夫の姉と兄が経営する個人商店で働くようになったため、すぐに私が夫の国民年金の加入手続を行い、夫の保険料を私と同じように納付書や口座引落しで納付してきた。

年金記録を確認したところ、昭和52年5月から61年3月までの約10年間の国民年金の納付記録が欠落しており、納付できないので第三者委員会に申し立てた。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が会社を退職した昭和52年5月に、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は61年6月10日に払い出されていることが確認でき、申立人の妻が主張する加入時期と相違する上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、旧国民年金法によると、昭和61年3月31日までは、被用者年金制度の老齢給付受給資格期間満了者は国民年金の任意加入の対象者であったが、国民年金法が改正された同年4月1日以降は国民年金の強制加入被保険者となったところ、オンライン記録によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した52年5月1日時点で、同被保険者としての加入期間は254か月で、老齢年金受給資格期間の240月を満たしていたことから、申立期間は国民年金の未加入期間と記録され、61年4月1日に国民年金被保険者として資格を取

得していることが確認できることから、申立人は、上記国民年金法の改正に伴い、国民年金に加入し、以降の保険料を納付していたものとするのが自然である。

さらに、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするとはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から47年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から47年4月まで

私は、昭和43年6月にA社を退職して、育児のため専業主婦になった。47年6月に、年金の任意加入の勧誘に来た集金人に勧められ国民年金に加入し、その後、定期的に集金人に保険料を納付した。

昭和49年6月頃、その集金人から5年くらい遡って納付できる制度があることを教えられ、夫と相談して家を建て替えるために貯めておいた貯金から約4万円を引き出して納付した。しかし、60歳になり手続のため年金事務所に行った時、遡って納付した期間の記録が無いことを知り、大変驚いた。詳しく調査して私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年5月17日に払い出されていることが確認でき、この頃に加入手続を行ったと推認できるところ、申立人が所持する国民年金手帳、B市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、申立人は同年5月11日に任意加入被保険者として資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を遡及して納付することができない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳では、申立期間を特例納付したことを示す記載は無く、同台帳の記載内容に不自然な点は見られない上、B市の国民年金過年度収滞納一覧表においても、申立期間は未加入期間を示す「ソ」と記録されており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付書ではなく年金手帳のみで集金人を通じて特例納付したと主張しているが、B市によれば、集金人が特例納付の収納事務を取り扱うことはなかったとしており、当時の制度内容と符合しな

い。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から同年9月まで

私は、結婚のため昭和62年3月に会社を退職し、結婚するまでの6か月間、国民健康保険と国民年金を支払った。支払は母親に任せており、毎月集金人にきっちり納付していたはずである。現在、申立期間に係る国民健康保険料の領収書の一部が残っているものの、結婚、災害、引っ越しにより申立期間の国民年金保険料の領収書は紛失してしまった。確かに支払っているはずなので、しっかり調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻前に居住していたA市で、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は婚姻後に転居したB市で払い出されていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、申立期間後の昭和62年11月頃に加入手続を行ったものと推認でき、申立内容と符合しない。

また、日本年金機構C事務センターによると、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿は作成されていないとしていることから、申立人は、申立期間に、同市において国民年金被保険者と認識されておらず、納付書が発行されていたとは考え難い。

さらに、申立人が加入手続を行ったと推認される時点（昭和62年11月頃）で、申立期間は時効到達前の期間であり、遡って納付することが可能であったが、申立人及びその母親によると、申立期間に係る保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

加えて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号検索システムによると、

申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認できない上、申立人及びその母親は、申立期間に係る加入手続及び保険料納付について記憶が曖昧であり、具体的な供述は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月まで（昭和39年度のうち6か月の特定不可）の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで（昭和39年度のうち6か月の特定不可）

私は、昭和39年頃、区役所の職員が国民年金の加入勧奨のため自宅に来た際、3年間遡って納められるとの説明を聞き、国民年金に加入し、加入時の保険料と3年間遡った保険料を、そのときの集金人に一括で納付した。ねんきん特別便が届いたので年金記録を確認すると、納付したはずの年金記録が消えていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻前の昭和39年頃に、申立人が国民年金の加入手続を行い、3年間遡った保険料を集金人に納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人の妻のA市の被保険者名簿によると、申立人の妻の最初の納付が、同名簿の検認記録欄の昭和39年度10月から41年度10月までの欄に「41.11.17」の記載があり、同期間の保険料を41年11月17日に納付していることが確認できることから、この頃、国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立人が主張する加入時期と相違する上、39年頃に、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、前述のとおり、申立人の妻は、昭和39年度10月から41年度10月までの保険料を41年11月17日に納付していることが確認でき、当該納付は、当該時点において時効完成前で納付が可能な期間の保険料であることから、申立人の妻も、申立人と同様に、国民年金の加入手続を行った時点で、39年9

月以前の保険料が時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、集金人の指示に従い、3年間遡って国民年金保険料を納付したと主張しているところ、国民年金法により特例的に認められた納付を除き、制度上、時効は各月の納付期限から起算して2年であり、申立人が納付したとする昭和39年当時は、特例納付の実施期間ではないことから、納付日から3年間遡って納付することはできず、法制度上、納付することができなかった期間の申立てについて、納付があったものと認めるのは困難である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から50年3月まで

私は、結婚後の昭和45年5月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付した。集金人に私の年金手帳は交付されないのかと聞くと、夫と一緒に集金しているので必要ないと言われた。申立期間について、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年5月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月28日に払い出され、申立人の同手帳記号番号の前後の被保険者の記録から、申立人は、50年12月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、当該加入手続時に、申立人の夫の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に合わせて、47年4月23日まで遡って資格取得したものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、申立期間のうち、昭和45年1月から47年3月までについては、申立人の国民年金被保険者台帳の昭和46年度の「保険料納付状況」の欄に納付不要と押印されていることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、当該期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和47年4月から50年3月までについては、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳の記録のいずれにおいても未納と記録されており、50年4月から国民年金保険料の納付が開始されていることが確認できる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を現年度納付するには、別の国民年金

手帳記号番号の払出しが必要となるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成17年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月

私は、厚生年金保険に加入していたが、転職のために1か月だけ空白ができてしまうため、平成17年3月頃にA市市民センターで国民年金の加入手続を行い、同センターで保険料を納付した。その際、すでに厚生年金保険に加入することも決まっていたので、同センターの担当者に確認したところ、納付するものは無いと言われて安心していった。ところが、年金記録を見ると、申立期間の国民年金保険料が未納とされており、納付できないので第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年3月頃にA市市民センターで国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を同市民センターで納付したと主張しているところ、国民年金保険料の収納業務について、14年4月以降は国（社会保険事務所（当時））が取り扱うこととされていることから、申立期間の国民年金保険料を同市民センターで納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料として3万円程度を納付したと主張しているところ、申立期間の国民年金保険料は1万3,300円であり、申立人の主張と相違する。

さらに、申立期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、保険料の収納事務は電算処理により行われていたことから、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられるところ、オンライン記録によると、申立期間は未納とされており、保険料の納付は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から同年6月まで

私は、20歳になった頃、国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料は、平成12年に国民年金に再加入した際、同年3月以降の保険料と一緒に納付した記憶があるにもかかわらず、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成12年3月以降の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、オンライン記録によると、同年3月以降の保険料の納付が開始されたのは、13年3月30日からであることが確認でき、当該日では、申立期間は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立人の母親に確認すると、平成10年7月に厚生年金保険に加入した直後に、国民年金保険料について申立人と相談した記憶があるとしていることから、その頃に申立期間の保険料を納付した可能性もあると主張しているものの、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関する具体的な記憶は無い。

さらに、申立期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間である上、保険料の収納事務は電算化処理により行われていたことから、この時期における記録管理の信頼性は高いものと考えられるところ、オンライン記録によると、申立期間は未納とされており、保険料の納付は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から同年10月までの期間及び52年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月及び同年10月
② 昭和52年2月

私は、母親から必ず年金は必要であると助言を受けていたので、会社を退職する都度、A市役所B支所で国民年金加入手続を行ったと思うが、申立期間①及び②当時に国民年金手帳を受け取った記憶は無い。また、私は、当時、国民年金保険料を同支所で納付したと思うが、具体的な納付状況等については、何十年も前のことであり覚えていない。

国民年金の加入手続を行えば、保険料を納付することは当たり前のことだと思っていたので、申立期間①及び②の納付記録が無く、未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職した都度、国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年10月に払い出されていることが確認でき、この頃に加入手続を行ったと推認できることから申立内容と符合しない上、同時期において、申立期間①及び②は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間①及び②の保険料について、A市役所B支所で納付したと主張しているが、具体的な納付時期、納付金額、納付方法等について記憶が曖昧である上、昭和54年頃に年金手帳を受け取ったことを記憶しているものの、申立期間当時にこれを受け取ったことは無いと供述している。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者台帳の資格喪失年月日欄に押された進達印から、社会保険事務所(当時)は、申立人の昭和48年11月8日付け厚

生年金保険加入に伴う国民年金被保険者資格喪失処理及び52年2月1日付け国民年金被保険者資格再取得処理をいずれも54年12月に遡って行っていることが確認できることから、年金事務所では、申立期間①及び②当時、適切に届出が行われていなかった可能性があるとは回答している。

このほか、申立人に対して、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月
② 昭和63年6月

私は、国民年金の加入期間に空白期間があるかどうか気になったため、災害前後のいつ頃か定かではないが、亡くなった夫と一緒に区役所の年金課に行き、私の国民年金の記録を調べてもらった。

私は、入口で待っていたが、相談の終り間際に窓口に行くと、担当者が夫に「これで全部埋まりました。」と言い、二人で笑っている顔を見た。

帰り道に、年金が無いと困るので、全部埋めてもらって良かったと言っていた夫を鮮明に憶えている。

未加入期間を無くすために年金課に行ったのに、申立期間が未加入期間とされており、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市B地区の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者の資格記録は、昭和62年5月から63年6月までが未加入期間と記録されていることが確認でき、オンライン記録の資格記録と一致する上、同市C地区の国民年金収滞納一覧表においても、申立期間は空欄となっており、申立期間の保険料の納付は確認できない。

また、申立人は、会社を退職後のいつ頃か覚えていないが、死亡した申立人の夫が、A市B地区役所で申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、同区役所で国民年金保険料を納付したと主張しているところ、戸籍の附票によると、夫婦は、申立期間当時は同市C地区に住民登録しており、同市C地区から同市B地区に住所異動したのは平成5年12月27日であることが確認できることから、当該日以降において、申立期間①及び②の国民年金保険料は

時効により納付できない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から49年9月まで

私は、昭和51年11月頃に、当時在住していたA市B区（現在は、同市C区）の集金人に勧められて、過去の未納期間の国民年金保険料を現金で遡ってその集金人に納付したことを記憶している。

年金記録を確認したところ、集金人に保険料を一括で納めた期間の記録が無いとされていることが分かった。私は、当時、若かったので領収書をもらっていないことに疑問を持たなかったが、記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年11月に払い出されていることが確認できる上、国民年金被保険者台帳では、申立人は、同年10月8日に任意加入被保険者として資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、被保険者として取り扱われておらず、制度上、保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び領収書についての具体的な記憶は無い上、A市では、集金人が過年度保険料を収納することは無かったとしており、申立内容と符合しない。

さらに、申立人に対して、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年5月まで

私が20歳になった昭和44年*月頃に、母親が国民年金の加入手続を行い、保険料は集金人に支払ってくれていた。当時、私は、その母親が営むA店を手伝っていた。母親は金銭的にも生活面においても大変几帳面な性格で、結婚前に、国民年金についても「切替手続をするように。」と言われたことを覚えており、年金記録問題が発覚した後、私の結婚前の国民年金記録が無いと知らされた時にも、当時、まだ、私との会話が可能であった母親が、私に対し、「絶対に保険料を払っているから。」と言ってくれていた。

また、私の父母は、国民年金制度発足時から保険料を払い続けており、私と同様に母親の店を手伝っていた妹についても、結婚前まで国民年金の納付記録がある。その妹の保険料も母親が納付していた。私だけ納付記録が無いのは納得できないので、詳しく調査をして、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった昭和44年*月頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたと主張しているが、B市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、申立人は、49年6月19日に任意加入被保険者として初めてその資格を取得していることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿で、申立人の国民年金記号番号の前後に番号が払い出されている任意加入被保険者の資格取得日は同年6月であることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認され、申立内容と符合しない。

また、制度上、任意加入被保険者は、申出を行った日に資格取得し、保険料を遡って納付することができないため、申立人に係る国民年金被保険者台帳及

びB市の国民年金被保険者名簿の収納記録によると、申立期間のうち、昭和49年4月及び同年5月の保険料について一旦納付済みとされたものの、51年2月に当該保険料については還付されたことが確認できる上、申立人に対して、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は、国民年金への加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況等は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年2月まで

昭和36年頃、亡くなった母親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、毎月、母親が自分の保険料と一緒に納付してくれていたことを記憶している。申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年頃、申立人の亡くなった母親が国民年金の加入手続きを行い、毎月、自身の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年12月13日に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳により、「はじめて被保険者となった日」は、同年11月7日と記載されていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和39年8月31日から43年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、昭和54年2月26日から57年10月29日までの期間及び62年5月1日から平成2年4月25日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月31日から43年4月1日まで
② 昭和54年2月26日から57年10月29日まで
③ 昭和62年5月1日から平成2年4月25日まで

私は、昭和39年7月21日から43年3月末までA社に勤務していたにもかかわらず、39年7月の1か月の記録しか無いことに納得できない。

また、昭和54年2月26日からB社に正社員として勤務していたが、勤務した期間の標準報酬月額が受け取っていた給与支給額より低額になっているので訂正してほしい。

さらに、昭和62年5月1日からC社に勤務していたが、勤務した期間の標準報酬月額が受け取っていた給与支給額より低額になっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和43年3月末までA社に勤務していた。」と主張しているところ、申立人の雇用保険の被保険者記録によると、事業所名称は不明であるものの、事業所記号から確認できる事業所の所在地とA社の所在地が一致することから、申立人が申立期間①に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に解散している上、申立期間当時の事業主も既に

死亡しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間①に被保険者資格を有する元従業員4人を把握し聞き取りを行ったところ、そのうちの一人からは申立人を記憶する旨の回答は得られたものの、「申立人とは現場で一緒に仕事をしていなかったため、勤務期間は分からない。」と証言している上、残る3人は、「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人の厚生年金保険料控除に係る具体的な証言は得られない。

さらに、上記の原票によると、申立人は、昭和39年7月21日に被保険者資格を取得し、同年8月31日に同資格を喪失していることが確認できる上、当該原票の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間②のうち、昭和54年2月26日から55年1月1日までの期間については、申立人が所持する給料支払明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間②のうち、昭和55年1月1日から57年10月29日までの期間については、B社は、「当時の人事記録、賃金台帳等の資料は残っていない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認できない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該期間に被保険者資格を有する元従業員4人を把握し聞き取りを行ったが、全員が給与明細書等を所持していない上、それぞれ自身の標準報酬月額の記録について、二人は、「当時受領していた報酬に合っていると思う。」と証言し、

残る二人は、「分からない。」と証言している。

申立期間③について、申立人が所持する給与明細書並びにC社が保管する諸給与支払内訳明細書及び所得税源泉徴収簿により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の報酬月額それぞれの見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月19日から20年3月3日まで

私の年金記録によると、A丸に甲板員として乗船中に沈没した翌日が資格喪失日となっているが、所持しているB社在籍原簿によると、昭和19年4月5日から20年4月28日まで継続した雇用契約が確認できることから、保険加入の欠如期間があるはずがない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びC社が保管しているB社在籍原簿によると、A丸の甲見（甲板員見習い）としての雇入年月日である昭和19年4月5日から、次に乗船したD丸の甲員（甲板員）としての雇止年月日である20年4月28日までの期間において、継続した雇入期間が確認できる。

しかしながら、i) 申立期間の直前において申立人が乗船していたA丸については、戦時加算該当船舶名簿、商船が語る太平洋戦争（E戦時船史）及び戦没した船と海員の資料館の回答によると、同船は申立期間始期直前の昭和19年10月*日にF島付近にて沈没していることが確認できる上、上記申立人のB社在籍原簿によると、同年11月9日から20年2月26日までの期間の船員名欄に「甲予備」との記述が確認できること、ii) 申立期間の直後において申立人が乗船していたD丸については、厚生労働省社会・援護局業務課に保管されている船員カードによると、申立人はD丸に甲板員として同年3月3日にG地から乗船している記載が確認できることから、申立人は申立期間においては、予備船員（適用船舶に乗り組むために雇用されている者で、船内で使用されていない者）だったと推認できるところ、予備船員が船員保険法の適用を受けるようになったのは、20年4月1日以降であり、申立期間当時、予備船員は船員保険が適用されなかった期間である。

また、H県健康保険福祉部福祉・援護課によると、「申立人はB会社船員局所属軍属（船員）として昭和19年4月5日陸軍省に就職し、終戦後外地から帰還しているが、帰還年月日及び退職年月日は確認できない。」と回答している上、厚生労働省社会・援護局業務課によると、「申立人の記録はD丸の記録以外に確認できない。」と回答している。

さらに、I社（当時は、J社）によると、「申立期間当時の保険に関してはK会が行っていたため、資料はない。」と回答しているところ、K会史によると、昭和20年の船員動員令により政府が船員を管理し、K会による船員事務一元管理の実施は20年3月1日からであることが確認できる上、K会は既に解散しており、当時の資料を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 10 月から 9 年 7 月まで
② 平成 16 年 9 月から 18 年 8 月まで

A社が発行した私の給与明細書によると、B国に赴任していた申立期間①及び②においては、国内勤務時と比べ、諸手当を含めた給与総額は高いことが確認できるにもかかわらず、年金記録における標準報酬月額は、国内勤務時と比べて低くなっているため、国内勤務時と同じ水準の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録により、申立人がおおむね申立期間①及び②において、B国に勤務していたことが確認できること、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間①始期の平成 4 年 10 月 1 日に 32 万円から 28 万円に減額され、申立期間①終期の 9 年 8 月 1 日に 34 万円から 50 万円に増額されていること、また、申立期間②始期の 16 年 9 月 1 日に 62 万円から 50 万円に減額され、申立期間②終期の 18 年 9 月 1 日に 44 万円から 56 万円に増額されており、申立人の主張どおり、B国に赴任していた期間は、国内勤務時に比べて標準報酬月額が低いことが確認できる。

しかし、申立人から提出された申立期間①及び②に係るA社の給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に相当する保険料額となっている。

また、A社の社会保険事務担当者は、「当社では、従来、社会保険料の算出に際しては、当該海外赴任者には時間外手当に代えて業務手当等を支給していたが、業務手当等を標準報酬の算定基礎額に含めていなかった。このため、海外赴任時は、国内勤務時に含まれていた時間外手当分だけ標準報酬月額は減少

することとなる。ただし、社会保険事務所（当時）の指導を受けて平成18年10月給与分から業務手当も算定基礎額に含めている。」と回答している。

さらに、申立人は、「給与明細書に記載された額以上の保険料控除は無かった。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 5 月 1 日から 45 年 7 月末まで A 社で勤務したのに、入社当初の 5 か月間について厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に入社した翌月の昭和 44 年 6 月に制服が夏服になり、夏の賞与が支給されたことなど、入社当初のことを具体的に記憶している上、元同僚の一人は、「私は同年 1 月に入社したが、申立人は同年 5 月に入社し、1 年以上勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「A 社に入社後すぐには健康保険証を渡してもらえず、医者に掛かれなかった。」とも供述している上、申立期間当時の事業主の妻（現在の事業主）は、「私が社会保険事務を担当し始めた昭和 51 年頃、同社では 6 か月程度の試用期間があり、試用期間は従業員を厚生年金保険に加入させていなかった。それ以前からも試用期間はあったと思われる。」と回答している。

また、申立人の勤務について証言している上記の元同僚は、自身は昭和 44 年 1 月に A 社に入社したとしているものの、オンライン記録によると、当該元同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は同年 9 月 3 日であることが確認できる。

これらのことから、A 社は、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 2 日から 48 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 3 月に、それまで勤務していた会社を退職してすぐに A 社に入社し、48 年 12 月に独立するまで同社に継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元事業主の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録において、A 社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、元事業主は、「会社の設立から廃業までずっと従業員は 4 人ほどであり、厚生年金保険の適用事業所となる届出は行っていない。」と回答している。

また、オンライン記録によると、A 社の元事業主、二人の元取締役及び監査役の全てが、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶している元同僚については、連絡先が不明であるため、申立人の厚生年金保険の加入状況等を聴取することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3193 (事案 503 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月31日から34年2月21日まで
前回の申立てにおいて、私の申立てを証明できる証人としてA氏を挙げたが、当人は私の申立期間よりも後の期間に入社したということで証明にならなかった。今回新たに元同僚5人を思い出したので再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 昭和34年1月まで、又は同年3月までB社に勤務していた4人の元従業員は、申立人のことを記憶していない上、同年4月以降においても同社に勤務していた8人の元従業員は、申立人のことを記憶しているものの、勤務期間については覚えていないと証言していること、ii) B社は既に廃業しているため、当時の人事記録等も確認できず、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除の有無について確認することはできないこと等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年3月27日付けで通知が行われている。

申立人は、今回新たに5人の元同僚の氏名を思い出したとして、再申立てしているところ、当該5人のうち3人は前回の申立てにおいて既に調査しているが、当該3人のうち一人は所在が確認できず、一人は既に死亡しており、一人は、「申立人のことは覚えているが、勤務した期間についてははっきりとは覚えていない。」と証言している。

また、申立人が支配人であったと供述する他の二人について調査したところ、そのうちの一人は、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び商業登記簿謄本に氏名は記載されておらず、残りの一人は、当時の状況について照会しても証言を得ることができない。

さらに、B社において、昭和30年5月20日から34年3月2日まで厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元C社の支配人は、「同社は、私の叔父の会社で申立人が申立期間に在籍したとなると、申立人は私の部下ということになるが、私は申立人を覚えていない。当時、会社の経営は裕福ではなかったが、男子のD職を1年以上も厚生年金保険に加入させないようなずさんな会社ではなかった。」と証言している。

これらのことから、当該主張をもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があったとは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月 5 日から同年 3 月 27 日まで

年金事務所の職員が調査に来て、私が A 社で固定給が無い完全歩合制の社員（歩合社員）として勤務していた期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が遡及して引き下げられていることを知った。

給料は、遡及訂正される前の標準報酬月額である 44 万円前後であったので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、訂正前の標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

しかし、A 社は、「歩合社員には固定給が無いため、その厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額については、まず、前年における全ての歩合社員の標準報酬月額の平均額とし、その後、実際に報酬が支払われた月から 3 か月間に受けた報酬の平均額により標準報酬月額を算定し、これが資格取得時の標準報酬月額と異なる場合は、資格取得時に遡及して訂正している。この方式により、申立人については、資格取得時の標準報酬月額を 44 万円としたものの、その後の 3 か月間の報酬の平均額が 4 万 1,300 円であったため、その旨申立人に通知した後、標準報酬月額を資格取得時まで遡及して 9 万 8,000 円に訂正し、厚生年金保険料の過徴収金を申立人の給与振込口座へ振り込んだ。」と回答している。

このほか、申立人の主張する報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成3年9月まで

私は、昭和29年4月1日から平成6年9月30日までの40余年間、A社で継続して勤務したが、このうち、申立期間に係る標準報酬月額は、源泉徴収票に記載されている給与支給額に見合わない低い額となっている。

給与明細書は残っていないので保険料控除額は不明であるが、昭和60年から平成6年までの10年間分の源泉徴収票を年度毎に検証したところ、申立期間を除く期間については、オンライン記録上の標準報酬月額の1年分(1月～12月)の合計額は、源泉徴収票に記載された支給金額のおおむね70%から71%までであるのに対し、申立期間に係る標準報酬月額の1年分(1月～12月)の合計額は、70%を下回っている。

また、私は、昭和60年頃から、A社から通知された標準報酬月額の決定通知額を基に、パソコンで標準報酬月額の記録を管理していたが、その資料を見ても、申立期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額は、本来あるべき等級より1等級低いことが確認できることから、申立期間に係る標準報酬月額について、各月最低限1等級を引き上げるべきである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額は、本来あるべき等級より1等級低いので、これを引き上げるべきである。」と主張している。

しかし、A社は、「申立人の厚生年金保険に係る関連資料は保存期限を経過しており、詳細は不明であるが、申立人が提出した源泉徴収票を基に計算したところ、オンライン記録と著しい不一致は認められず、現在のオンライン記録は、当社の届出どおりの記録である。」と回答しており、当該源泉徴収票に記

載された社会保険料等の合計額は、オンライン記録を基に試算した社会保険料等の額と著しく異なるものとは認められない。

また、申立人は、申立期間に係る源泉徴収票を所持しているものの、給与明細書等は無く、各月に給与から控除された厚生年金保険料を特定することができない。

なお、標準報酬月額の変更については、制度上、固定的賃金を変更した月以後、継続した3カ月間に受けた報酬の平均額が、従来の標準報酬月額と2等級以上の差が生じなければ、標準報酬月額を変更する必要はない。

このほか、申立人の主張する報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月から 38 年 6 月まで
② 昭和 46 年 6 月から 47 年 8 月まで

私は、昭和 37 年 12 月から 38 年 6 月まで A 社が経営していた店舗で働いていた期間と、46 年 6 月から 47 年 8 月まで B 社で働いていた期間の記録が欠落しているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社の経営していた店舗で勤務していた。」と主張しているが、同社は、「昭和 37 年頃から C 地区に店舗を展開していたが、会社役員も含む従業員が厚生年金保険に加入したのは、62 年 12 月からである。」と回答している上、オンライン記録によると、同社は同年同月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所になる前の期間である。

また、オンライン記録によると、申立人が当時の社長だったとする A 社の創業者の厚生年金保険の記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 62 年 12 月 1 日からとなっており、それ以前は、国民年金保険の被保険者であることが確認できる。

さらに、申立人は、当時の元同僚の氏名を記憶していないことから、元同僚から当時の状況について、聞き取りを行うことができず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

2 申立期間②について、申立人は、「B社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、同社の元従業員の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「申立人の在籍を確認する資料が無い。」と回答

しており、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②に被保険者資格を有する元従業員 12 人を把握し聞き取りを行ったところ、そのうちの 4 人は、「厚生年金保険には本人の希望により加入していた。」と証言している上、申立人を記憶する一人は、「申立人は、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

さらに、上記の名簿によると、申立期間②に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無い。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日まで

A団体B支店に入るまで、同団体のC研修所で研修を受け給料も受けとった。同期の者は、1か月の厚生年金保険の記録があるのに私には無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A団体B支店に配属が決まるまでの申立期間中、同団体のC研修所で研修を受け、給料も受け取っていた。」と主張しているところ、同団体が保管する人事記録によると、昭和41年3月15日に、C研修所において、臨時補充員として発令されていることが確認できる上、申立人が名前を挙げた元同僚二人が「申立期間に申立人と一緒にC研修所で研修を受けた。」と証言していることから、申立人が申立期間においてC研修所で勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間当時、C研修所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、「C研修所で一緒に研修を受けた同期の者は、1か月の厚生年金保険の記録がある。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人が同研修所で一緒に研修を受けた元同僚として名前を挙げた上記の二人のうちの一は、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、研修後に配属された支店において資格取得していることが確認できる上、残りの一は、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が申立期間直後から配属されたA団体B支店では、「当時の社会保険関係の資料は残っておらず、厚生年金保険の加入や保険料控除等については不明である。」と回答しており、同支店に係る健康保険厚生年金保険被

保険者名簿によると、昭和41年3月16日に資格取得している職員が32人確認できるものの、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、当該32人は、全員、昭和41年4月26日に資格喪失し、引き続き、共済に加入していることが確認できるところ、このうちの一人が保管する当時の人事異動通知書によると、同年3月16日にA団体B支店の臨時補充員として発令を受けた後、資格喪失日と同日の同年4月26日に同支店の事務員として発令されていることが確認できるのに対し、申立人は、同年3月15日にC研修所の臨時補充員として発令された後、同年4月1日にA団体B支店の事務員として発令されており、人事上の取扱いが異なる可能性がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月頃から 46 年 9 月頃まで

A 駅近くの B 地区にあった C 事業所に勤務した期間の厚生年金記録が空白になっている。平成 19 年にねんきんダイヤルに電話で問い合わせた時には、C 事業所の記録はあると言われたのに、ねんきん特別便では記録が空白となっている。調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 19 年にねんきんダイヤルに電話で問い合わせた時には、C 事業所に係るオンライン記録はあるという回答であったのに、ねんきん特別便をみると記録が空白となっていることに納得できない。」と主張している。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所名簿において、C 事業所の事業所名は確認できない上、同社と類似する名称である D 事業所及び E 社の事業所名は 5 件確認できるものの、いずれの事業所も申立期間には適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、所在地を管轄する法務局によると、申立てに係る事業所があったとする住所地に D 事業所及び F 事業所に係る商業登記は確認できない。

さらに、図書館から提出された申立期間当時の B 地区に係る住宅地図をみると、G 社及び F 事業所の店舗名が確認できるところ、G 社の元従業員は「G 社と C 事業所とは全く関係が無い。」と証言している上、当該事業所は申立期間には適用事業所でなかったことが確認でき、また、事業所名簿検索結果によると、F 事業所は、4 件確認できるものの、そのうちの 2 件については、申立期間には適用事業所でなかったことが確認でき、残る 2 件のうち 1 件については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申

立期間に申立人及び申立人が元同僚であったとする者の氏名も確認できず、他の1件については、複数の元従業員の証言により、B地区に出店していなかったことが確認できる。

加えて、申立人は申立てに係る事業所の事業主や元同僚の氏名もほとんど記憶しておらず、申立てに係る事業所を特定することができない他、申立人が主張する記録について確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月20日から29年6月まで

私は、昭和26年10月から29年6月までの間、A事業所に勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「年金記録によると、昭和27年11月20日に資格喪失したとされているが、申立期間においてもA事業所に継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主（明治生まれ）は、連絡先が不明であることから、申立期間において同事業所で厚生年金保険の被保険者であった元従業員10人のうち、連絡先が判明した二人に対して照会したところ、二人共に回答があったものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳をみても、申立人はA事業所において昭和26年10月19日に被保険者資格を取得し、27年11月20日に退職に伴い被保険者資格を喪失していることが確認できる上、遡って資格喪失日の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月頃
② 昭和22年頃
③ 昭和22年から24年頃まで

私は、A小学校在学中に学徒動員により、B社（後に、C社。現在は、D社）で勤労学徒として働き、終戦後も工員として働いた（申立期間①）。

その後、E組合の人の紹介で、F社（現在は、G社）で見習いとして働いていたが（申立期間②）、次にH社の社長と知り合い、H社へ転職した（申立期間③）。

これらの事業所では、給料から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人がB社で唯一記憶している元同僚は、「私は、申立人と一緒に勤労学徒として1年くらい働いていたが、終戦後すぐに、A小学校に復学したので、申立人がいつまで勤務していたかは分からない。」と証言しており、申立人が申立期間①において当該事業所で勤務していたことを確認できない。

また、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は無く、後のC社は昭和23年7月17日に適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

2 申立期間②については、申立人は、元同僚の氏名を記憶しておらず、勤務実態について確認することができない。

また、オンライン記録によると、F社は、昭和35年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては適用事業所ではなかつ

ったことが確認できる上、当該事業所が適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員は、「私は、中学校を卒業した昭和24年4月からF社で働いたが、厚生年金保険料が給料から控除されたのは、昭和35年頃からだった。」と証言している。

- 3 申立期間③については、申立人は、元同僚の氏名を記憶しておらず、勤務実態について確認することができない。

また、オンライン記録によると、H社は、昭和25年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

- 4 このほか、申立人が申立期間①、②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 3 月中旬から 21 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 20 年 3 月 5 日に A 社を退職後、女学校当時の先生の勧めで、B 社（現在、C 社）D 支店に就職したが、厚生年金保険の被保険者記録が 21 年 4 月 1 日からとなっている。同支店に勤務中に新円切替え（21 年 2 月 17 日）があったことを覚えており、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社 D 支店入社の際や在籍中の出来事等を詳細に記憶しており、申立人が昭和 21 年 4 月 1 日より前から同支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C 社は、「B 社当時の記録は保管していないため、申立人の勤務状況等は不明である。」と回答している上、申立人の勤務状況を証言できる元同僚も見当たらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況を確認できない。

また、B 社 D 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、元同僚 3 人は、いずれも申立人と同じ昭和 21 年 4 月 1 日に同支店において被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月 5 日から平成 3 年 1 月 5 日まで
私は、昭和 63 年 1 月に A 社へ入社し、平成 3 年 1 月まで勤務していたのに、申立期間の年金記録に欠落がある。調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 63 年 1 月に A 社に入社し、平成 3 年 1 月まで勤務した。」と主張しているところ、商業登記簿謄本によると、同社の成立日は申立期間後の 4 年 5 月 * 日であるが、複数の元同僚の証言及び申立人に係る戸籍附票の住所変遷から判断すると、申立人は、申立期間頃に、同社が法人化する前の個人事業所であった B 事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、個人事業所である B 事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、法人化された A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 5 年 4 月 1 日であり、申立期間は、当該事業所が同保険の適用事業所となる前の期間である。

また、A 社では、「当社は平成 4 年 5 月 * 日に法人化し、5 年 4 月 1 日に社会保険労務士の指導により厚生年金保険の適用事業所となった。申立期間当時は個人事業所であり、申立てどおりの厚生年金保険に係る届出、保険料控除及び保険料納付は、いずれも行っていない。」と回答している。

さらに、申立人が記憶する元同僚のうち、所在が判明した 4 人に申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について照会したところ、回答があった 3 人全員が「申立期間は法人化前であり、B 事業所は厚生年金保険の適用事業所では無く、給料から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している上、オンライン記録によると、申立期間当時、複数の元同僚は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、上記の複数の元同僚は、「申立期間当時は常勤従業員が4人以下であり、それ以外は日雇従業員であった。」と証言していることから、申立てに係る事業所は厚生年金保険の適用事業所となるべき要件である従業員数(常時5人以上)を満たしていなかった可能性がうかがえる上、元同僚が申立期間当時の常勤従業員として名前を挙げた者については、申立期間にB事業所において雇用保険被保険者記録が確認できるものの、申立人については申立期間に雇用保険被保険者記録も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月から 35 年 4 月まで
② 昭和 35 年 8 月から 36 年 5 月まで
③ 昭和 42 年 9 月から 43 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 28 年 4 月に A 社に入社し 35 年 4 月に退社するまで継続して勤務していたのに厚生年金保険の記録が欠落している。

また、昭和 35 年 8 月に B 事業所に入社し 36 年 5 月に退社するまで継続して勤務していたのに厚生年金保険の記録が欠落している。

さらに、昭和 42 年 9 月に C 事業所（現在は、C 社）に入社し同年 12 月 31 日まで継続して勤務していたのに、厚生年金保険の記録が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A 社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、事業所の所在地並びに当時の事業主及び元同僚等の氏名を具体的に記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、申立人が記憶する所在地を管轄する法務局においても同社に係る商業登記の記録は確認できない。

また、申立人が記憶する元事業主の親族は、「A 社は厚生年金保険には加入しておらず、昭和 45 年頃に廃業した。」と証言している。

さらに、申立人が記憶する元同僚 6 人について、オンライン記録によると、そのうちの一人は申立期間①の一部の期間において他の事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、残る 5 人は申立期間①において被保

険者記録が確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「B事業所に継続して勤務していた。」と主張しているが、D社は、「昭和27年頃までは当社直営でE事業を運営していたが、35年当時は事業会社に賃貸していたようであるが、当時の資料を保管していないため賃貸先の事業会社、事業主については不明である。」と回答している。

また、オンライン記録によると、B事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、申立人が記憶する元同僚3人について、オンライン記録によると、そのうちの二人は他の事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、残る一人は申立期間②において被保険者記録が確認できない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「C事業所に継続して勤務していた。」と主張しているが、C社は、「災害により人事記録、厚生年金保険に関する資料を紛失、廃棄したため、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、C社は、「昭和42年当時は3か月ぐらい厚生年金保険に加入させない見習期間があり、短期間勤務の従業員については、厚生年金保険に加入させなかったことがあるかもしれない。」と回答している。

さらに、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間③に被保険者資格を有する元従業員9人を把握し聞き取りを行ったところ、9人全員が「申立人が勤務していたかどうか分からない。」と証言している。

加えて、上記の名簿によると、申立期間③に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無い。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月18日から同年9月10日まで
② 昭和62年11月16日から平成元年1月16日まで
③ 平成2年6月1日から5年1月30日まで

申立期間①について、私は、昭和26年3月18日にA社に正社員として入社し、同年11月に退職するまでの間、同社に継続して勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間が無いとされており、納得できない。

また、申立期間②について、昭和62年11月16日から平成元年8月まで、B社（現在は、C社）に継続して勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間が無いとされており、納得できない。

さらに、申立期間③について、D社（現在は、E社）に継続して勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する日記の記述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した元従業員37人のうち、連絡先が判明した11人に対し照会を行ったところ、7人から回答があったものの、全員が、「申立人のことを記憶していない。」と供述しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について具体的な供述を得ることはできない上、この

うち二人は、「自身の当該事業所で勤務した期間と厚生年金保険の加入期間は一致していない。」と供述している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、当該事業所では、必ずしも従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから一定期間を経過後に加入させていたことがうかがえる。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は昭和26年9月10日に被保険者資格を取得（同年11月12日に同資格を喪失）していることが確認できる上、当該被保険者名簿及び台帳に不自然な記載も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する日記の記述及びC社が提出した労働者名簿により、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人が平成元年1月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、同社は、「申立人はパートタイム労働者として勤務していたが、収入が多くなったために平成元年1月16日から厚生年金保険に加入したと思われる。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人は申立期間②において国民年金の被保険者となっており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 3 申立期間③について、申立人が所持する日記の記述及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E社によると、「申立人は勤務時間が短いパートタイム労働者であったため、社会保険には加入していなかった。」と回答している。

また、D社に係る厚生年金保険の被保険者記録によると、申立期間に被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間③において国民年金の被保険者となっており、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 4 このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月から 43 年 6 月まで
② 昭和 48 年 7 月から 49 年 5 月 1 日まで

申立期間①については、A社で勤務した。同社の本社はB市C町の駅の近くにあったが、私は、同市D町で仕事をしていた。申立期間②については、E市F町の駅の近くのG社で勤務していた。災害の前に社会保険事務所(当時)に行き、バラバラだった年金記録を統合してもらい、そのときは、今回の申立期間も含めて、全部つながっていたが、今回確認したところ、その部分が欠落している。災害で書類がすべて無くなってしまい、年数も経過しているので、申立期間の事業所に勤務した詳しい日付は思い出せないが、年金額が少ないので、少しでも記録を探して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は「昭和 41 年 2 月から 43 年 6 月までA社に勤務した。」と主張している。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の代表取締役も、申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、上記の元代表取締役及び元従業員の証言により、申立期間当時の事務担当者と思われる者は、既に死亡しており、当時の事情を確認することができない上、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員のうち、連絡先の判明した 14 人に照会したところ、回答のあった 7 人全員が、申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入等に係る証言が得られない。

さらに、申立人は、A社における元同僚として「H専務」の名前を挙げているところ、i) A社の商業登記簿謄本によると、昭和46年1月から48年1月まで同姓の役員が確認できること、ii) 当該役員は46年4月から49年4月まで、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できること、iii) 同社は48年11月に本店をB市C町から同市D町に移転していること、iv) 同年6月から同年11月までの期間に同社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員が、「申立人は私よりも後に入社してきた。」と証言していることから、申立人が勤務していた時期は、同年頃である可能性がうかがえるものの、上記の役員は既に死亡している上、申立人のことを記憶する元従業員から聴取しても、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況等に係る証言が得られない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は「昭和48年7月から49年5月1日までE市F町にあったG社で勤務していた。」と主張しているところ、当該所在地に現存するG社では、「記録が残っていないので、勤務期間は定かでないが、申立人は、申立期間②の頃に当社で勤務していた。」と回答していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿において、E市に所在するG社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、同社では、「当社は、今も昔も厚生年金保険の適用事業所ではない。」と回答している。

また、申立人は、「従業員数は3人くらいだった。」と供述しており、G社は、申立期間当時の厚生年金保険の適用事業所となるべき要件である従業員数（常時5人以上）を満たしていなかった可能性がうかがえる。

3 申立人は、「災害の前に、ばらばらだった年金記録を統合したとき、申立期間の厚生年金保険被保険者記録も含め、すべてつながっていた。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人の複数の被保険者記号番号が平成12年及び16年に統合処理されていることは確認できるが、申立人が主張する災害以前に同処理が行われた形跡は見当たらない。

4 このほか、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から26年7月1日まで
② 昭和26年7月1日から29年12月31日まで
③ 昭和29年12月31日から30年10月17日まで
④ 昭和30年10月17日から42年6月1日まで

私は、A社（現在は、B社）に、昭和25年4月1日から勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録は26年7月1日からとなっている。また、A社がC社に名称変更され、B社と合併した後の42年6月1日に、病気のため退職したが、脱退手当金を受け取った覚えはない。資格取得日を訂正し、脱退手当金を受け取ったという記録を消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「中学を卒業してすぐの昭和25年4月1日に、同僚3人と一緒にA社に入社した。」と主張しているところ、元同僚二人が、それぞれ「私は中学を卒業してすぐの昭和25年4月1日に、申立人と一緒にA社に入社した。」、「申立人は、私が昭和26年4月に入社する前から働いていた。」と証言しており、当該期間において申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社では、「当時の書類は現存しておらず、詳細は不明である。」と回答している上、申立期間①当時のA社の事業主及び事務担当者の連絡先等は不明であり、当該期間当時の申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員のうち、連絡先が判明した17人に照会したところ、回答のあった14人のうち12人が、「私の記憶する自身の入社日は、厚生年金保険の資格取得日と一致していない。」と証言している。

さらに、A社において、申立人と同日の昭和26年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員は、申立人のほかに4人確認できるところ、当該4人が供述する自身の入社日は、24年12月あるいは25年1月とする者が一人、申立人と同日の25年4月1日とする者が一人、26年4月1日とする者が二人である上、申立人及び元同僚が25年4月1日に一緒に入社した元同僚として名前を挙げた3人のうち、1年以内に退職したとする二人については、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから一定期間経過後にまとめて加入手続を行っていたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

2 申立期間②、③及び④については、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後に記録されている女性のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和42年に資格喪失した者34人(申立人を含む。)の脱退手当金支給記録を確認したところ、29人に支給記録が有り、そのうちの28人(申立人を含む。)について資格喪失日から約7か月以内に支給決定がなされている上、支給決定日が同一日である従業員が6組確認でき、そのうち、支給決定日が申立人と同日の者が一人確認できることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間②、③及び④の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月半後の昭和42年9月14日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額を、社会保険庁(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立

期間②、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 1 日から 48 年 7 月 21 日まで
② 昭和 48 年 12 月 10 日から 49 年 3 月 26 日まで

仕事を退職した昭和 49 年 3 月から、その後、同年*月に出産するまで一度も外出した覚えがないし、年金事務所の所在地も知らないので、脱退手当金を受け取っているはずがないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、支給日以前の全ての厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とするものであるところ、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間①（64 か月）及び申立期間②（3 か月）の 2 つの被保険者期間を合算した 67 か月を基礎として計算されており、未請求となっている期間は存在しない上、支給額に計算上の誤りは無く、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 8 か月後の昭和 49 年 11 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る脱退手当金が支給された当時は、既に通算年金制度が創設された後であるところ、申立人は、A社を退職した約 12 年後の昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者として加入するまでの間、厚生年金保険や国民年金に加入した記録が見当たらないことから、申立人が脱退手当金を受給していることが不自然であるとまでは言えない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 20 年 1 月に 18 年から勤務していた A 社（現在は、B 社）を一旦退職し、戦後の 20 年 8 月 * 日に復員し、同年 9 月 1 日から同社に復職したが、会社の先行きに不安を覚え、同年 11 月に C 社に転職した。復員直後の短期間だが、C 社に就職するまでの間、継続して勤務していたと記憶しているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 20 年 8 月に復員し、直後の同年 9 月 1 日から A 社に復職し、同年 10 月末に退職するまでの間、継続して勤務していた。」と主張しているが、B 社 D 事業所は、「申立期間当時の人事記録は保管されておらず、当時の状況は不明である。20 年頃には臨時社員を雇用していたが、厚生年金保険に加入させていたかは不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人が記憶する元同僚は既に死亡しており当時の状況等について聞き取りができない上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 20 年 8 月 1 日から同年 10 月末までに被保険資格を取得している元従業員のうち連絡先の判明した 12 人に対し当時の状況等について文書により照会したところ、二人から回答があったものの、二人とも「私は同年 10 月に入社しており、部門も違うので申立人のことは分からない。」と証言しており、申立人が申立期間に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

さらに、上記の名簿によると、昭和 20 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日までに

厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名が確認できない上、同年8月2日から同年10月4日までの間に、A社において被保険者資格を取得している者はいない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3209 (事案 2034 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月27日から39年4月1日まで

私は、昭和38年2月27日にA社に入社し、41年7月27日まで継続勤務したのだが、その期間のうち38年2月27日から39年4月1日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。当該期間においても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B事業所が発行した所属証明書及び元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことが推認できるものの、申立人に同社への転職を勧めた元同僚の同社における厚生年金保険被保険者期間は確認できないところ、当該元同僚は、「A社においては厚生年金保険に加入していない期間に、給与から保険料を控除するようなことは絶対にあり得ない。」と証言していること、ii) A社が保管する健康保険厚生年金台帳によると、申立人の欄に昭和39年4月1日取得、41年7月28日喪失との記録が確認でき、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票と一致する上、同社は、「雇用形態の違いにより、全従業員が厚生年金保険に加入していたわけではない。」と回答していること、iii) 複数の元従業員が記憶している自身の入社時期とオンライン記録による資格取得日は一致していないこと、iv) 申立人が記憶しているA社の元事業主は既に死亡している上、同社が加入していたC健康保険組合における申立期間当時の記録は、保管年限超過により廃棄処分されているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除を確認することができないこと等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんを行わないとの判断を行った旨、平成22年8月30日付けで通知が

行われている。

申立人は、今回新たに、「昭和 38 年以降に A 社に入社した者の中に厚生年金保険被保険者期間以外において、事業主により厚生年金保険料を控除されていた者がいるはずである。」と主張しているところ、オンライン記録で同年以降に入社し所在が確認できた 12 人に照会し 11 人から回答を得たものの、当該事業所において資格取得日より前から保険料を控除されていたと証言する者はいない。

また、上記、同僚照会により回答を得たうちの一人は、「私は、昭和 39 年秋頃から A 社に臨時社員として雇用され、その後正社員になった。私以外にも臨時社員及びアルバイト待遇の社員はいた。正社員になる前は厚生年金保険には加入していない。」と証言している。

さらに、A 社から提出された上記の健康保険厚生年金台帳に記録されている申立人を含む 48 人の資格取得日についてオンライン記録と照合してみると、資格取得日が相違（1 か月）している者が一人確認できるものの、それ以外の者については全て一致している。

これらのことから判断すると、当該主張をもって、委員会の決定を変更すべき新たな事情があったとは認められない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から 33 年 12 月 4 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社で勤務していた 56 か月間のうち、入社から 22 か月間の記録が欠落していた。

会社は解散し、当時の同僚等との連絡は途絶えているが、昭和 32 年 2 月 1 日にB職として入社し、厚生年金保険、健康保険等に加入していたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の元同僚の証言及び元同僚の一人から提出された社員旅行の写真から、申立人が申立期間においてB職として同社に勤務し、上司と二人でC業務を担当していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる 13 人に照会したところ、回答があった 11 人のうち 10 人が勤務期間と厚生年金保険被保険者期間がおおむね一致すると証言(残る一人は、不明と回答)している上、回答があった当該 10 人はD職、E職など一般事務職の社員でありB職は見当たらないものの、10 人のうち 3 人が、「申立人は、当時正社員でなかったかもしれない。」と証言している。

また、オンライン記録によると、上記の申立人の上司は、A社において、申立人と同じ昭和 33 年 12 月 4 日に、申立人の一つ前の健康保険番号で、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間当時の事業主及び申立人の上司は既に死亡しており、申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 21 日から 12 年 2 月 21 日まで

私がA社に勤務していた平成 10 年 4 月末又は 5 月初めに海外出張に出たが、その際、「健康保険証が変わる。」ということを経由に同保険証を事業主に返還した。約 1 年間の出張勤務の後帰国し、健康保険証を返してもらうように事業主に請求したが、請求後半年以上たった 12 年 2 月に同保険証を受け取った。この間も同社には継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に加入していない期間があるのは不当である。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 10 年の海外出張の際、事業主に健康保険証を返還した。出張の後、事業主に健康保険証の返還を求めたが、当該請求後半年以上たった 12 年 2 月に同保険証を受け取った。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立人を含む厚生年金保険被保険者 7 人は、平成 10 年 7 月 21 日に同被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、当該事業主は、「当時、申立人を含む複数の社員から、海外出張に行くので健康保険及び厚生年金保険はいらぬという話があり、同被保険者資格の喪失手続を行った。当該従業員の同資格喪失後の給与から保険料控除は行っていない。申立人は、帰国後も継続して勤務していたので、厚生年金保険の再取得を行った。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人は、A社において平成 10 年 7 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、当該資格喪失及び申立人の健康保険証の回収に係る処理は同年 8 月 4 日に行われ、12 年 2 月 21 日に同資格を再取得し、当該資格取得に係る処理は同年 3 月 6 日に行われたことが確認でき、当

該処理に係る不自然さは見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月21日から51年10月1日まで

私は、昭和50年10月から平成10年10月までA社（現在は、B社）に勤務した。国（厚生労働省）の記録によると、昭和50年10月から51年9月までの標準報酬月額は13万4,000円となっており、実際の報酬月額の15万円と比べると低額である。15万円だったと主張するのは、入社の際の面接の際、当時の総務部長から「初任給は15万円。」と言われたことを鮮明に記憶しているからだ。調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国（厚生労働省）の記録における標準報酬月額は、実際の報酬月額と比べると低額である。入社の際の面接の際、当時の総務部長から初任給は15万円と言われた。」と主張している。

しかしながら、B社が提出した申立人の入社の際の面接記録によると、面接担当者は、申立人の報酬月額を約13万7,000円と算定していたことがうかがえるところ、当該報酬月額に相当する標準報酬月額は13万4,000円となり、オンライン記録と一致する。

また、企業年金連合会が保管する申立人に係る厚生年金基金の加入記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致する。

さらに、申立人が「初任給は15万円と言われた。」と主張している当時の総務部長からは申立期間当時の報酬月額について具体的な証言を得ることができない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 9 月 10 日から 19 年 10 月 1 日まで
私の父は、国民労務手帳による記録及び辞令によると、昭和 18 年 9 月 10 日から 20 年 9 月 25 日までの間、A 社 (現在は、B 社) C 支店に継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間の記録が無いことに納得できない。
(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 18 年 9 月 10 日から 20 年 9 月 25 日までの間、A 社 C 支店に継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人が所持する国民労務手帳による記録及び辞令により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届によると、申立人は昭和 19 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、同社は、「申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の資料は保管していない。」と回答している。

また、申立人が所持する国民労務手帳によると、作業内容欄に「D 係」と記載されているところ、B 社は、「E 係の中に、F 部門があり、その担当が D 係で、仕事内容は、G である。」と回答している上、A 社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、整理番号 1 番から 100 番までの元従業員を抽出し、連絡先の判明した二人を把握し聞き取りを行ったところ、申立人と同一日に被保険者資格を取得している一人は、「私は昭和 17 年 5 月から H 職として勤務した。申立人は I 所で勤務していたと思うが、現場労働者ではなかったと思う。」と回答していることから、申立人は当時の労働者年金保険法が被

保険者の対象としていた現場労働者ではなかったものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、昭和 19 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の同番号は、同年同月同日の厚生年金保険法施行時に払い出されたことが確認できる。

なお、厚生年金保険制度は、昭和 19 年 6 月 1 日からの準備期間を経て、同年 10 月 1 日から完全施行されており、準備期間は保険給付の算定の基礎とならない期間である。

このほか、申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月12日から39年10月29日まで

私は、A社に勤務していた申立期間について脱退手当金が支給されたとされているが、退職後、会社へ行ったこともなく、脱退手当金を受給した記憶もないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えられる。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間(申立期間とは別番号)があるが、当該期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給された記載が認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 9 日から 42 年 9 月 2 日まで

私は、子供を出産したためA社（現在は、B社）C支店を退職したが、脱退手当金の受給手続を行っておらず、受給した記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和42年11月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、オンライン記録において、昭和36年2月25日から同年3月27日までに資格を取得していることが確認できる101人のうち、申立人の退職日の3年前後に退職し、かつ、退職時に受給要件を満たしていた者は27人確認できるところ、20人に支給記録が確認でき、そのうち19人は退職後4か月以内に支給決定されていることが確認できる上、脱退手当金を受給した複数の元同僚から「事業所から受け取った。」旨の回答があることを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月 16 日から 36 年 10 月 4 日まで
② 昭和 36 年 12 月 1 日から 37 年 4 月 21 日まで
③ 昭和 37 年 5 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで
④ 昭和 38 年 3 月 16 日から 43 年 8 月 4 日まで

私は、A社を退職したときに、担当者に言われて脱退手当金を請求した覚えがあったが、支給日と記録されている昭和 44 年 1 月 10 日は、出産間近であり、受け取った覚えがないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社会保険事務所（当時）が保管する脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の署名・押印が確認できる上、昭和 43 年 9 月 20 日受付、44 年 1 月 10 日付けの小切手交付済及び通知書送付済の押印が確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。